

一般社団法人日本精神科看護協会 精神科認定看護師制度設置規則

(制度設置の目的)

第1条 一般社団法人日本精神科看護協会（以下「本協会」という。）は、精神科の看護領域においてすぐれた看護技術と知識を用いて質の高い看護を実践できる看護師を養成するとともに、看護現場における看護ケアの質の向上をはかることを目的として、一般社団法人日本精神科看護協会精神科認定看護師制度（以下「本制度」という。）を設置する。

(本協会の責務)

第2条 本協会は、前条の目的を達成するため、本制度により一般社団法人日本精神科看護協会精神科認定看護師（以下「精神科認定看護師」という。）を認定するとともに本制度の実施に必要な事業を行う。

(本制度の運営)

第3条 本制度に関する検討および運営は、教育認定委員会が行う。

(一般社団法人日本精神科看護協会精神科認定看護師の認定)

第4条 精神科認定看護師とは、精神科認定看護師教育課程を修了した上で本制度における認定審査に合格し、精神科の看護領域において優れた看護能力、知識を有すると認められた者をいう。

2 精神科認定看護師は、以下の役割を果たす。

- (1) すぐれた看護実践能力を用いて、質の高い精神科看護を実践すること。
- (2) 精神科看護に関する相談に応じること。
- (3) 精神科看護に関する指導を行うこと。
- (4) 精神科看護に関する知識の発展に貢献すること。

(認定審査会の設置)

第5条 本協会は、精神科認定看護師を認定する審査を行うために、認定審査会を設ける。

- 2 認定審査会の委員は、会長が推薦し、理事会の議決を経て委嘱する。
- 3 認定審査会は、5名以上の委員をもって構成する。認定審査会の委員の任期は2年とし、再任することができる。
- 4 認定審査会の委員には、医師1名以上および大学教授1名以上を含むようにしなければならない。
- 5 認定審査会の委員長および副委員長は委員の互選によって選任する。
- 6 認定審査会は、構成員の2/3以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数によって行う。

- 7 認定申請者と直接に利害関係を有する認定審査会の委員は、当該申請者に関する審査を行ってはならない。
- 8 認定審査会は、議事録を作成し保管するものとする。

(本協会の役割)

第6条 本協会は、精神科認定看護師の専門性を高めるため、精神科認定看護師の教育にふさわしい教育理念、教育目的の確立、教育課程の編成、講師の選任および精神科認定看護師教育機関の選定等を行う。

(一般社団法人日本精神科看護協会精神科認定看護師の登録)

第7条 本協会は、認定審査に合格した者に、一般社団法人日本精神科看護協会精神科認定看護師認定証を交付し、一般社団法人日本精神科看護協会精神科認定看護師名簿に登録するものとする。名簿に登録した者については、その氏名を本協会のインターネットのホームページ等において所属支部名、および施設名と併せて公表するものとする。

- 2 精神科認定看護師認定証の有効期間は交付の日より5年とする。

(認定の更新)

第8条 本協会は、精神科認定看護師の資質保持のため、更新制を設ける。本協会の認定を受けた精神科認定看護師は、交付の日より5年ごとにこれを更新しなければならない。更新の際に必要な条件や更新の手続きは別に規則を設けて定める。

(一般社団法人日本精神科看護協会精神科認定看護師資格の喪失ないし停止)

第9条 精神科認定看護師は、次の各号の1つに該当するときは、精神科認定看護師の資格を喪失ないし停止する。理事会は、精神科認定看護師の資格を喪失ないし期限を定めて停止させることができる。④から⑥に該当する場合、その精神科認定看護師に対し、決議前に弁明の機会を与えなければならない。また、理事会は、必要に応じて調査委員会を設置することができる。

- ① 精神科認定看護師の資格を辞退したとき、または本人が死亡したとき
- ② 精神科認定看護師の認定の更新を行わなかったとき
- ③ 精神科認定看護師制度運営規則第13条に定める認定更新を受けるための要件を満たさなかったとき
- ④ 資格の取得または更新のために虚偽の申告をしたことが判明したとき
- ⑤ 日本国の看護師免許を喪失、返上または取り消されたとき
- ⑥ 倫理的あるいは社会的規範に反する行為を行い、精神科認定看護師としてふさわしくないとき

(精神科認定看護師資格の喪失ないし停止についての不服申立)

第 10 条 喪失、停止等の審査・決議に関して異議がある精神科認定看護師であった者は、理事会に対し、結果を通知した書面の発送日より 30 日以内に、書面にて再審査の請求をすることができる。

- 2 理事会は、精神科認定看護師であった者の請求に応じて再審査を実施する。但し、1 名以上の理事が必要と認めるときには、理事会の決議により異議の審査のための裁定委員会を設置することができる。
- 3 裁定委員会は異議について審議を行い、理事会に報告する。その見解を踏まえて、理事会が異議が相当かを決定する。
- 4 理事会は、再審査の結果を本人に通知する。

(精神科認定看護師資格を喪失した場合の再取得)

第 11 条 前条により精神科認定看護師資格を喪失した場合であっても、精神科認定看護師であった者の申し出により、理事会が相当と認めた場合には、資格を再取得することができる。

- 2 再取得の要件は、精神科認定看護師制度運営規則に定め、手続きについては別途定める。
- 3 第 1 項は、この規則の施行前に資格を喪失した精神科認定看護師についても適用する。

(他の看護関係組織との連携)

第 12 条 本協会は、本制度と同等の資格を認定する他の看護組織と、同等の水準を保持するために連携を図る。

(一般社団法人日本精神科看護協会精神科認定看護師制度運営規則への委任)

第 13 条 本制度の運営の詳細に関しては、一般社団法人日本精神科看護協会精神科認定看護師制度運営規則で定める。

(改廃)

第 14 条 この規則の改廃は、教育認定委員会の審議を経て理事会の承認を得なければならない。

附 則 1. この規則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。なお、この規則は一般社団法人日本精神科看護協会の登記の日に「社団法人日本精神科看護技術協会を一般社団法人日本精神科看護協会」と書き換える。

- 附 則 2. この規則の発効前において社団法人日本精神科看護技術協会精神科認定看護師として登録されている者は、そのまま、社団法人日本精神科看護技術協会精神科認定看護師として認定される。
- 附 則 3. 本規則は平成 25 年 11 月 30 日に改正、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。
- 附 則 4. 本規則は平成 26 年 4 月 26 日に改正、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、経過措置として平成 26 年 4 月時点で認定志願者として登録されている者は本規則改正前の制度を適用し、認定試験合格後に本規則を適用する。この経過措置は平成 29 年 3 月 31 日までとする。
- 附 則 5. 本規則は平成 28 年 3 月 26 日に改正、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

一般社団法人日本精神科看護協会 精神科認定看護師制度運営規則

(本規則制定の目的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本精神科看護協会精神科認定看護師制度（以下「本制度」という。）の円滑な実施のために、一般社団法人日本精神科看護協会精神科認定看護師制度設置規則（以下「制度設置規則」という。）を補完する目的で制定する。本制度の運営は、一般社団法人日本精神科看護協会（以下「本協会」という。）の定款及び精神科認定看護師制度設置規則に定めるもののほか、この規則の定めによるものとする。

(精神科認定看護師教育課程を受講するための要件)

第2条 精神科認定看護師教育課程を受講しようとする者は、一般社団法人日本精神科看護協会精神科認定看護師受講資格審査（以下「受講資格審査」という。）を受けなければならない。受講資格審査に出願することができる者は、次に定める要件の(1)および(2)のうちのいずれをも満たしていることを要する。

- (1) 日本国の看護師の免許を有すること。
- (2) 精神科認定看護師として必要な実務経験を積んでいること。ここで必要な実務経験とは、看護師の資格取得後、通算5年以上の看護実務に従事し、そのうち通算3年以上は精神科看護実務に従事していること。
 - ①出願者は、臨床で実務を行っていること。
 - ②出願者が臨床で実務を行っていない場合は、精神科看護を実践する場を1か月に28時間以上（週7時間程度）もち、それを証明すること。

(受講資格審査申請の手続き)

第3条 受講資格審査に出願する者は、次の各号に定める書類を別に定める資格審査料とともに教育認定委員会に提出し、審査を受けるものとする。

- (1) 精神科認定看護師受講資格審査出願書（様式1）
- (2) 受講資格審査出願者勤務状況証明書（様式2-1）
- (3) 精神科看護実践事例報告書（様式2-2）
- (4) 看護師の免許証の写し

(受講資格審査の実施頻度)

第4条 受講資格審査は、年1回行い、その実施に関することは本協会のインターネットのホームページおよび本協会の会報等に「精神科認定看護師受講資格審査出願要項」として掲載する。ただし、定員に満たない場合は、二次募集を行うことがある。

(受講資格審査出願者への審査結果の通知)

第5条 受講資格審査の出願がなされた場合において、会長は教育認定委員会の審査結果に基づき、その結果を受講資格審査出願者に通知しなければならない。

- 2 会長は、受講資格審査に合格した出願者に精神科認定看護師志願者証明書を発行するものとする。その有効期間は交付の日より2年とする。

(単位取得の期間)

第6条 精神科認定看護師志願者証明書の発行を受けた者は、原則として交付の日より2年以内に精神科認定看護師教育課程を修了するものとする。

- 2 取得した単位は、所定の期間が経過した場合、無効とする。
- 3 やむを得ない理由があり、別に定める単位取得期間延長申請書(様式3-1)を提出した者であって、教育認定委員会がやむを得ないと認めた者については、単位取得期間を延長することができるものとする。

(単位の取得)

第7条 精神科認定看護師教育課程における単位は教育認定委員会が定め、ホームページ等で公表する。

- 2 認定志願者は、精神科認定看護師教育課程として定められた研修および実習を受講して単位を取得する。単位の認定は本協会が選任した講師および教育認定委員会により行う。

(認定試験の受験資格)

第8条 精神科認定看護師教育課程を修了した者に精神科認定看護師認定試験(以下、認定試験という。)の受験資格を与える。

(認定試験の出願手続き)

第9条 認定試験の受験資格がある者で認定試験を受けようとする者は、次の号に定める書類を別に定める認定審査料とともに教育認定委員会に提出し、認定試験を受けるものとする。

- (1) 認定試験出願書(様式4-1)
- (2) 認定試験出願者勤務状況証明書(様式4-2)
- (3) 臨床能力評価表(様式5)
- (4) 看護師免許証の写し
- (5) 精神科認定看護師教育課程単位取得一覧の写し

(認定試験の実施)

第10条 認定試験は年1回行い、その実施に関することは本協会のインターネットのホームページ等に「精神科認定看護師認定試験要項」として掲載するものとする。

(試験小委員会の設置)

第11条 本協会は認定試験に関する業務を行うために精神科認定看護師認定試験小委員会(以下、試験小委員会)を設ける。

- 2 試験小委員会は、5名以上の委員で構成する。委員のうち1名は教育認定委員長を含まなければならない。委員の任期は2年とし、再任することができる。
- 3 試験小委員会は、教育認定委員会が推薦し、理事会の議決を経て委嘱する。
- 4 試験小委員会は、業務を補佐する作問部会を設置することができる。

(認定審査)

第12条 制度設置規則第5条に定める認定審査会は、認定試験を受けた者、認定の更新を受けようとする者および再取得の審査を受ける者について審査を行い、その結果を理事会に答申して理事会が合格者、更新を認める者および再取得を認める者を決定する。会長は、理事会の審査結果に基づき、その結果を本人に通知するものとする。

- 2 認定試験の不合格者から試験結果の開示請求があった場合は、得点を本人に通知する。

(精神科認定看護師の登録手続き)

第13条 精神科認定看護師の認定審査に合格し、認定証の交付を受ける者は、定められた期日までに別に定める認定登録料を添えて、本協会に提出しなければならない。

(認定更新を受けるための要件)

第14条 制度設置規則第8条が定める認定の更新を受けようとする者(以下「認定更新申請者」という。)は、次に定める各号のいずれにも該当する者であることを要する。

- (1) 認定期間の看護実務時間が2,000時間以上、なおかつ様式8-1によって計算した活動実績ポイントが100点以上である者。
 - (2) 臨床で実務を行っている者。申請者が臨床で実務を行っていない場合は、精神科看護を实践する場を1か月に28時間以上(週7時間程度)もち、それを証明すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、教育認定委員会もしくは認定審査会が所定の実績を有し、精神科認定看護師の役割を果たしていると認める者。

(認定更新の申請手続き)

第 15 条 認定更新申請者は、精神科認定看護師認定証の有効期間 5 年の満了に伴い、次の各号に定める書類と別に定める更新審査料を添えて認定審査会に提出しなければならない。

- (1) 臨床能力評価表 (様式 5)。
- (2) 精神科認定看護師認定更新申請書 (様式 6)。
- (3) 勤務状況証明書 (様式 7)。
- (4) 5 年間の活動実績ポイント換算表 (様式 8-1)。
- (5) 5 年間の実績 (様式 8-2 から様式 8-7)

(認定更新の申請期間)

第 16 条 認定更新の申請は、認定有効期間満了の日前までの指定の期間内に行う。認定更新の申請については、対象者に通知するものとする。

(精神科認定看護師資格を喪失した場合の再取得の要件)

第 17 条 精神科認定看護師資格を再取得するには、理事会が必要と認める研修・試験を受けなければならない。この場合、理事会は、必要に応じて、教育認定委員会の意見を聴取することができる。

(認定更新の申請期間の延長)

第 18 条 認定更新を希望する者が申請期間内に更新手続きができないときには、別に定める更新期間延長申請書 (様式 3-2) を提出し、理事会がやむを得ないと認めた場合に限り、更新手続きの期間を猶予することができるものとする。

(納付金の不返還)

第 19 条 認定にかかわる既に納めた審査料などの納付金は、返還しないこととする。

(本規則の改廃)

第 20 条 本規則は、教育認定委員会が必要に応じて見直しを行い、理事会の承認を得て改廃する。

附 則 1. この規則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。なお、この規則は一般社団法人日本精神科看護協会の登記の日に「社団法人日本精神科看護技術協会を一般社団法人日本精神科看護協会」と書き換える。

附 則 2. 本規則は平成 25 年 11 月 30 日に改正、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 3. 本規則は平成 26 年 4 月 26 日に改正、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、本規則第 2 条、第 3 条については、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。なお、経過措置として平成 26 年 4 月時点で認定志願者として登録されている者は本規則改正前の制度を適用し、認定試験合格後に本規則を適用する。この経過措置は平成 29 年 3 月 31 日までとする。

附 則 4. 本規則は平成 28 年 3 月 26 日に改正、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。